

「2016年合格目標 柊島道場 柊島の全科目究極FINALチェック」から  
第48回社労士試験【選択式】 健保法 - 空欄Dの出題が **的中** しました !!



## LEC教材掲載内容(抜粋)

[RL16188 p.9 No.36]

### <訪問看護療養費>

36 訪問看護療養費は、指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合であり、(①保険者 ②主治医)が必要と認める場合に限り支給される。なお、訪問看護とは、(以下略)

☆指定訪問看護事業者は、訪問看護を受ける者**自ら**が選定する。

☆「看護師等」に医師は含まれない!

解答 → ①保険者

## 本試験出題はこうでした!

第48回 社労士試験 問題  
〔選択式〕 健保法 【空欄D】

2 訪問看護療養費は、健康保険法第83条第2項の規定により、厚生労働省令で定めるところにより、が必要と認める場合に限り、支給するものとされている。この指定訪問看護を受けようとする者は、同条第3項の規定により、厚生労働省令で定めるところにより、の選定する指定訪問看護事業者から受けるものとされている。

解答  → ⑳保険者

(解答  → ㉑自己)

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。